

## 民事訴訟通知(最終通告書)

法務省管轄  
「日本財政管理事務局」

今回、貴方に対する民事訴訟裁判の訴状が提出された事を通知致します。

貴方は債権回収業者およびお取引契約会社に対しての契約不履行につき原告側が提出した訴状を管轄裁判所が受理した事を報告致します。

下記の裁判取り下げ期日を過ぎますと改めて出廷命令通知が届きますので記載期日に出廷して頂くようお願い致します。

こちら民法416条に基づいた法務省認可書となっておりますので、出廷拒否されますと原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置と致しましては被告の給与及び、動産物、不動産物の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行させて頂きます。また、履行執行官による[執行証書の交付]を承諾して頂くと同時に債権譲渡証明書を1通郵送させて頂きますのでご了承下さい。

尚、書面通達となりますので個人情報保護の為、詳しい詳細等は当職員までご連絡下さい。

※ご連絡なき場合には本書を勤務先へ郵送させて頂きます。

裁判取り下げ期日 平成20年6月26日(木曜日)

〒100-0004

東京都千代田区大手町2-6-2

03-5982-5267 担当：中道

電話受付時間9:00～18:00(土・日・祝日を除く)